

2025年12月10日

構成員各位

コンプライアンス推進責任者 鈴木 郁生

公的研究費に関する啓発活動の実施について

令和3年2月1日に文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が改正されました。

不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施が要件化されたことに伴い、本学でも令和4年3月17日「公立大学法人青森公立大学公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画」を策定しました。

本学の教職員向け啓発活動として、以下を定めております。

- (1) メーリングリスト等による啓発活動の実施（年3回以上）
- (2) 既存の会議等における啓発資料の配布（年1回以上）
- (3) ポスター等の掲示による啓発活動の実施（随時）

これを受け、2025年度啓発活動第1回として、メーリングリスト等による啓発活動を実施します。第1回では、今年度実施された内部監査の結果を情報共有します。

【内部監査結果を受けての注意事項】

公的研究費に関する内部監査結果としては、概ね適正に予算執行、管理されていました。

指摘事項が数点ありましたが、教員、研究員の皆様におかれましては、立替払いでの図書や物品等購入した際の検収時期について過去にも指摘された事項ですので、今後は速やかに検収を受けるよう、ご協力お願いいたします。

今後も教職員一人ひとりが法令順守を徹底し、業務の適切な執行へのご協力をよろしくお願いします。

2025年度内部監査実施計画書

1 監査の基本方針

内部監査は、業務運営及び会計処理の適法性及び妥当性を公正かつ客観的に検証及び評価し、監査結果に基づく助言及び提言を行うことにより、法人の健全かつ円滑な運営に資するために行うものである。監査の実施にあたっては、本学規程及び関係法令等に基づき、公平公正の立場から会計及び出納に関する処理が適正に執行されているかに主眼を置いて実施する。

2 監査対象業務及び重点項目

(1) 監査対象業務

①毎年度実施事項

『公的研究費等の外部資金に関する事項』(内部監査規程第5条第6号)

- (ア) 2024年度科学研究費（基金）の執行に係る業務
- (イ) 2024年度公的研究費を財源とする個人研究費の執行
- (ウ) 2024年度公的研究費を財源とする個人研究費の立替払

『その他、理事長が必要と認める事項』(内部監査規程第5条第8号)

⇒『契約に関する事項』(内部監査規程第5条第7号)

②年度別実施事項

『予算決算に関する事項』(内部監査規程第5条第2号)

(2) 重点項目

- ①「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適切に実施されているかを確認
- ②契約に関する書類、手続きの確認
- ③2024年度の予算の新規、拡充項目の執行状況を確認

3 監査対象

- (1) 事務局の全チーム
- (2) 2024年度に科学研究費（基金）の助成を受けている教員から1名
(これまで監査対象となった者は除く)
- (3) 直近3か年に公的研究費で少額備品を購入した者で、合計金額上位の教員から2名（これまで監査対象となった者は除く）及び公的研究費における立替払担当チーム及び担当者

4 監査の実施時期及び期間

2025年8月18日（月）から2025年9月2日（火）までのいずれか数日。

5 監査の方法

(1)『公的研究費等の外部資金に関する事項』

書面監査及びヒアリングによる監査並びに実査を行う。

(2)『契約に関する事項』

各チームが保管する2024年度契約関係書類から、班員1人あたり1冊分以上抽出し、適正な処理が行われているか、書面による監査を行う。

(3) 『予算決算に関する事項』

- ①2024年度予算の新規、拡充項目が予算内での適切な執行及び経費が適切な予算から執行されているか資料1『2024年度新規・拡充項目一覧』、様式1『予算執行状況チェックリスト』を使い、ヒアリング及び関係書類のチェックにより確認をする。
- ②確認結果を様式1『予算執行状況チェックリスト』へ記入し、内部監査担当者へ提出する。

内部監査結果報告書

2025年10月16日

公立大学法人青森公立大学

理事長 高坂 幹 様

監査班長 越谷 英樹 印



下記のとおり内部監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 被監査組織等

- (1) 事務局のすべてのチーム
- (2) 2024年度に科学研究費（基金）の助成を受けている教員から1名
(これまで監査対象となった者は除く)
- (3) 直近3か年に公的研究費で少額備品を購入した者で、合計金額上位の教員から2名（これまで監査対象となった者は除く）及び公的研究費における立替払担当チーム及び担当者

2 監査日時

次の日程で監査対応者毎に書類監査及びヒアリングによる監査並びに実査を実施した。

2025年8月18日（月）から2025年9月2日（火）まで

3 監査の対象

- (1) 公的研究費等の外部資金に関する事項
- (2) その他理事長が必要と認める事項⇒契約に関する事項
- (3) 予算決算に関する事項

4 監査項目及び範囲

- (1) 2024年度の公的研究費を財源とする執行業務、少額備品の確認
(現物確認及び備品シールの貼付の有無や保管場所)
 - (2) 2024年度の公的研究費を財源とする立替払に関する書類、手続きの確認
 - (3) 2024年度の契約に関する書類、手続きの確認
 - (4) 2024年度の予算の新規、拡充項目に関する書類、手続きの確認
- 【重点項目】①「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適切に実施されているか
②契約に関する書類、手続きが適切に実施されているか
③2024年度の予算の新規、拡充項目の執行状況の確認

5 監査担当者

別紙「2025年度内部監査班名簿」のとおり

6 監査対応者

- (1) 2024年度に科学研究費（基金）の助成を受けている教員から1名：下村育世准教授
- (2) 直近3か年に公的研究費で少額備品を購入した者で、合計金額上位の教員から2名（これまで監査対象となった者は除く）：大矢奈美教授、本田明弘特別教授
- (3) 公的研究費における立替払担当チーム及び担当者：総務企画チーム

7 監査実施経過の概要

2025年7月25日（金） 内部監査班長及び内部監査班員の指名、監査実施計画の提出
2025年8月18日（月）から2025年9月2日（火）
書類監査及びヒアリングによる監査並びに実査

8 重要な発見事項

特になし

9 監査の結果に基づく意見又は提言若しくは改善案

（1）公的研究費等の外部資金に関する事項

公的研究費の監査に関して、概ね適正に予算執行、管理されていた。一方で、監査班員から次の指摘事項があつたことを踏まえて、監査班長として対応を提言した。

《指摘事項及び改善策》

〈指摘事項①〉

青森公立大学公的研究費ハンドブック（以下「ハンドブックと言う。」）では、立替払いにより購入した場合は、商品が手元に届いた日から原則10日以内に検収を必ず受けることとしているが、期間内に検収を受けていないものが多数確認された。本件は2022、2023年度実施の内部監査でも指摘されている事項である。

〈改善策〉

研修会等を通して繰り返し教員に呼びかけるよう、担当部署（総務企画T）へ指導した。

〈指摘事項②〉

立替払いの物品購入時、添付書類が領収書でなく発注書であった案件、教員の施設入館料の添付書類が領収書でなく日付印字のある入場券原本だけであった案件があり、領収書を揃えていないことは、事務管理上不適切であると指摘された。

〈改善策〉

公的研究費のルールは大学として設定しているものであり、ルールがどうしても実態と合わないようであれば、柔軟に変更することを検討するよう、担当部署（総務企画T）へ提言した。

〈指摘事項③〉

研究用図書及び消耗品の購入で、クレジットカード払いをした場合は、後日すべてのクレジットカードの明細の提出を求めており、明細のコピーが添付されていないものが複数件確認された。本件は、2024年度実施の内部監査結果において、事務局で現物の検収をし、領収書が提出されている場合、さらにクレジットカードの明細を提出させる必要性があるのか検討するよう提言している。担当部署（総務企画T）では、個人情報保護の観点や法人監事からの意見を踏まえて、明細のコピーは不要と判断し、運用をしていた。しかし、全体周知がされたのは2025年度ハンドブックからで、2024年度はハンドブックの記載内容と運用に乖離がある状態であった。

〈改善策〉

運用変更をする場合は、年度の途中であつても適切な手続きと、全体周知をすることを担当部署（総務企画T）へ指導した。

また、重点項目①「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適切に実施されているかに関しては、概ね適正に実施されていることが確認できた。

（2）契約に関する事項

契約関係書類に基づき確認を行ったところ、日付の誤記載、押印漏れ、勘定科目の誤り等が複数見られたが、いずれも軽微なものであり、概ね適正に管理されていた。

（3）予算決算に関する事項

予算決算関係書類に基づき確認を行ったところ、概ね適正に管理されていることが確認された。

10 総括

今回の内部監査では重大な発見事項はなかったが、今後も教職員一人ひとりが法令遵守を徹底し、業務を適正に執行するよう、引き続き、定期的な監査や研修などの取組を継続していくことが重要であると考える。

公立大学法人青森公立大学内部監査報告書に関する意見書

2025年11月21日

公立大学法人青森公立大学

内部監査班長 様

公立大学法人青森公立大学

監事 石 田 恒 久

2025年11月5日付で報告があった2025年度の内部監査結果報告書に対する意見等は、次のとおりです。

記

【意見等】

(1) 公的研究費等の外部資金に関する事項

指摘事項①

青森公立大学公的研究費ハンドブックでは、立替払いにより購入した場合は、商品が手元に届いた日から原則10日以内に検収を必ず受けることとしている。

しかし、期間内に検収を受けていないものが多数確認された。

これは、従前の内部監査でも指摘されている事項であり、研修会等を通して繰り返し教員に呼びかけるよう、担当部署へ指導した、とされる。

会計関係手続規定の遵守を徹底するべきである。

指摘事項②

⑦ 立替払いの物品購入時、添付書類が領収書でなく発注書であった案件

① 教員の施設入館料の添付書類が領収書ではなく日付印字のある入場券原本だけであった案件

があり、領収書を揃えていないことは、事務管理上不適切であるとされた。

⑦物品購入を立替払いしたときや、①教員の施設入館料の支払いを各々立証するのは最も簡便な手段としては領収書であるが、⑦の場合は、発注書も物品購入の立替払いの端緒を推認させるものであること、①の場合は、日付印のある入場券原本だけでも施設入館料の支払いを強く推認させることから、常に領収書を必要とすることは、必ずしも適切でない。このことから、ルールといえども、領収書を代替しうる方策を実態に即して許容することがあってもよいと考えられる。

指摘事項③

研究用図書及び消耗品の購入で、クレジットカード払いをした場合は、クレジットカードの明細のコピーが添付されていないものが複数件確認されているとされるが、2025年度からは、領収書が提出されればクレジットカードの明細のコピーは不要と判断し運用していたから、問題とするべきではない。

2024年度のハンドブックの記載内容と運用に乖離があり、年度途中であっても、全体周知することが適切である。

したがって、指摘事項①、②、③とも、改善策は適切なものと評価できる。

また、重点項目①「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適正に実施されていることを確認した。

(2) 契約に関する事項、(3) 予算決算に関する事項

も概ね適正に管理されていることを確認した。

以上

公立大学法人青森公立大学内部監査報告書に関する意見書

2025年10月26日

公立大学法人青森公立大学
内部監査班長様

公立大学法人青森公立大学

監事 木村暢

2025年10月24日付で報告があった2025年度の内部監査結果報告書に対する意見等は、次のとおりです。

記

【意見等】

監事就任後初めての内部監査結果報告ということもあり、内部監査についての整備運用状況の質問を実施し、概要把握に努めた。いまでもなく、内部監査は、内部統制の構成要素のひとつであるモニタリング機能を発揮する重要な項目であり、とりわけ常勤監事が不在で、会計監査人非設置法人である青森公立大学では、その重要性は強調されてしかるべきである。監事として内部監査部門との連携について進めていきたい。

今回の内部監査の重点事項として以下の3項目が選定された旨報告を受けた。

- (1) 「公立大学法人青森公立大学における公的研究費の不正防止計画」等が適切に実施されているか。
- (2) 契約に関する書類、手続きが適切に実施されているか。
- (3) 2024年度の予算の新規、拡充項目の執行状況の確認。

上記の3項目とも、概ね適正に実施・管理されていることが確かめられた旨報告を受け

た。ただし、公的研究費等の外部資金に関する事項に関し、監査班員から 3 点の指摘事項があり、改善策が提言されたとのことである。

指摘事項のなかに、購入した商品の検収が定められた期間内になされていないもののが多数確認されたとの内容あった。改善策として研修等を通して繰り返し教員に呼びかけるよう担当部署へ指導したとのことである。過去にも何度か同様の指摘がなされているようである。

内部監査の重要な内容として、改善勧告後、次回以降の内部監査で実際に改善されたかどうか確認し内部統制の不備を正していくことが挙げられるが、この機能が過去に発揮されていなかったことになる。今回の改善策として、「研修等を通して繰り返し教員に呼びかけるよう担当部署へ指導」で十分なのか、別な方策が必要なのか検討の余地はあるものと思われる。

他の指摘事項、改善策については、事情等を具体的に聞く限り、現状では妥当なものと思われる。

以上